

記者発表資料

牛根境災害箇所[○]の暫定規制基準を緩和 「時間雨量30mm解除」！

9時00分発表

国道220号 垂水市牛根境付近(178k000[○]付近)の法面崩落箇所について、6月27日第1報発表で、災害箇所における暫定規制基準(連続雨量140mm、時間雨量30mm時に全面通行止めを実施)を設定していましたが、その後の時間雨量30mmに達した雨量による被災もなかったため、暫定規制基準の“時間雨量30mm”を解除します。

●今後の通行規制基準(暫定)

○下記の何れかの場合、土砂崩壊のおそれがありますので、全面通行止めを実施します。

①牛根境雨量計(被災箇所直近、国土交通省設置)の連続雨量が140mm以上となった場合。

②その他、通行に支障があると判断される場合
(従来の連続雨量200mm以上で通行止め(L=3.8km)も併せて実施します)

○暫定規制基準の全面通行止め区間

L=1.0km(177k300~178k300)

○全面通行止めの解除基準

①1時間雨量2mm以下が3時間継続し、安全が確認された場合。

②現地確認後、安全が確認された場合。

抜本的対策については、工事の早期完成を目指し準備を進めているところですが、その対策には時間を要するため上記基準を超える場合は、道路利用者の安全を確保するために通行止め規制を実施します。

道路利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記者発表に関する問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

電話(0994)65-2541

事務副所長

かわぞえ

川添

まさずみ

正純

(内線202)

技術副所長

やまだ

山田

たかのり

隆則

(内線205)

暫定規制区間図

L=1.0km(177k300~178k300)

垂水市牛根境磯(市境)

鹿児島湾
(錦江湾)

松尾口
垂水市牛根境
(境漁港付近)

被災箇所

鹿児島湾
(錦江湾)



